第 48 回国連婦人の地位委員会

合意結論

紛争予防・管理・紛争解決及び紛争後の平和構築への女性の平等参画

- 1. 婦人の地位委員会は、『北京宣言及び行動綱領』「に示された戦略目標及び行動、「21 世紀に向けての男女平等・開発・平和」と題した第 23 回国連特別総会成果文書、並びに 1998年第 42 回委員会で採択された女性と武力紛争に関する合意結論。を想起し、改めて表明する。委員会は、『女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約』を想起し、また女性・平和・安全に関する安全保障理事会決議 1325 (2000年)を想起する。さらに、女性と政治参画に関する決議 58 / 142 等の関連するあらゆる総会決議を想起する。
- 2. 委員会は、1949年の4つのジュネーブ条約、特に戦時の文民の保護に関する第四ジュネーブ条約を含め、国際人権法及び国際人道法の完全なる遵守を求める。
- 3. 委員会は、紛争予防・紛争管理・紛争解決及び紛争後の平和構築を含め、如何なる時に おいても女性及び女児によってあらゆる人権及び基本的自由が完全に享受されることを推 進し保護することを求める。さらに、暴力の脅威を受けている女性及び女児の保護及び安 全、移動の自由、社会的・政治的・経済的活動への参画を求める。
- 4. 委員会は、武力紛争の根本的原因は本質的に多元的であり、従って武力紛争予防のための包括的且つ総合的なアプローチが必要であることを認識している。
- 5. 国連憲章の原則に基づいた国際協力は、紛争予防・紛争管理・紛争解決及び紛争後の平 和構築への女性の完全且つ平等な参加を促進し、持続可能で恒久的な平和の推進に寄与す

1

 $^{^1}$ 『第 4 回世界女性会議 (北京、1995 年 9 月 4 日 ~ 15 日) 報告』 (国連出版物、販売番号 E.96.IV.13) 第 1 章、決議 1 、付属 および

² A/RES/S-23/3 付属

³ E/1998/27

るものである。

- 6. 持続可能で恒久的な平和を達成するためには、女性及び女児の完全且つ平等な参加並びに紛争予防・管理・紛争解決及び紛争後の平和構築のあらゆる側面にジェンダーの視点を組み入れることが必要不可欠である。しかしながら、こうした分野を扱う過程、機関、メカニズムにおいて女性が占める割合は依然小さい。このため、男女平等を推進し、関連する機関全てにおけるあらゆるレベルの意思決定に女性の平等な参加が確保されるよう、より一層の取組が必要とされる。こうした過程へ女性及び女性団体が全面的に参加できるよう能力の構築・強化をはかるため、また女性が果たす本質的役割に対する理解を推進するためにも、適切な資金提供の検討などの更なる取組が必要である。この点に関して国際社会は、女性の平等な参画の実現にとっての障害を特定し克服する上で、実経験から学んだ教訓を生かすべきである。
- 7. 委員会は、武力紛争の影響は男性及び女性双方に及ぶが、女性及び女児は、特別な形態の暴力及び剥奪に晒され見舞われることが特に多いため異なる影響を受けるということを認識している。委員会は、女性及び女児に対する性的暴力などの男女差に起因する暴力、武力紛争下及び紛争後の状況に起因する人のトラフィッキング、特に女性や女児のトラフィッキングを予防し、そうした犯罪の加害者を起訴するための措置を求める。
- 8. 委員会は、紛争防止・管理・紛争解決及び紛争後の平和構築におけるジェンダーの視点の主流化推進のための計画立案・評価・分析を目的とした性別データや情報の収集及び普及を奨励する。
- 9. 和平合意は、紛争後という状況における男女平等及び女性の参画を推進するための手段となり得る。和平合意につながる準備段階は、女性の参画にとって絶好の好機である。同様に、和平合意の内容如何によっては、女性及び女児の権利、問題、優先課題に対する十分な取組を確実にする機会が著しく開けることになる。最後に、和平合意が一旦締結されたならば、女性の完全且つ平等な参画ならびに男女平等という目標を明確に意識しつつ、協定の内容を実施すべきである。
- 10. 女性の完全且つ平等な参画及びジェンダーの視点の導入は、紛争後の状況における民主的選挙プロセスにとって極めて重要である。憲法上及び法律上のジェンダーに配慮した枠組み、特に選挙法規が、こうしたプロセスへの女性の全面的な参加を確保するために必

要である。政党は、女性の平等な参画を推進する上で極めて重要な役割を果たしうる。また、有権者及び市民のための教育プログラムの立案や実施並びに選挙管理及び監視において、女性の全面的な参加を保証しジェンダーの視点が確実に取り入れられるようにするためにも、様々な措置が必要である。

11. 国連システム、特に平和と安全を任務とするところの国連各機関はもとより、とりわけ各国政府、及び市民社会を含めたその他の関連する国際的・地域的・国内の行為者も同様に、自らが参加している和平プロセスのあらゆる側面及び紛争後の平和構築・再建・復興・和解における男女平等を推進し女性の完全且つ平等な参画を確保する責任を負っている。

12. 紛争予防に関して

婦人の地位委員会は、各国政府及びその他同プロセスに関わるあらゆる行為者に対して、 以下の措置を求める。

- a. 紛争予防及び早期警戒の取組の一環として、女性および性差別の問題に関する情報の収集・分析・包含を改善する。
- b. 男女平等推進のための取組と紛争予防を目指した取組との連携と調和を図る。
- c. 地域社会の紛争予防への関与をより高めるために、特に市民社会、とりわけ女性団体を 対象とした能力強化を支援する。
- d. 紛争予防のための国内的及び国際的な資金を利用可能にし続け、紛争予防のための戦略の立案及び実施への女性の参画を保証する。

13. 和平プロセスに関して

婦人の地位委員会は、各国政府及びその他同プロセスに関わるあらゆる行為者に対して、 以下の措置を求める。

- a. あらゆる和平プロセス、特に交渉・調停・円滑化への女性の完全且つ平等で効果的な参画を推進する。
- b. 和平合意が、法的・政治的・社会的・経済的また身体的側面を含むあらゆる安全上の側面にジェンダーの視点から対応したものとなるよう、また女性及び女児に固有なニーズ及び優先課題に対応したものとなるよう図る。
- c. 和平合意の実施段階において、男女平等及び女性の参画に関する全ての条項が完全に遵

守され、動員解除・武装解除・再建・復興などの和平合意全ての条項が男女平等を推進し、 女性の完全且つ平等な参画を保証するような方法で実施されるように図る。

- d. 和平プロセスに関する公的情報への女性の完全且つ平等なアクセスを推進する。
- e. 男女平等の推進及び女性の完全且つ平等な参画に対する貢献度を定期的に見直し、また 和平合意実施における監視・説明責任・報告義務を履行する。
- f. ジェンダー主流化に関して、開発活動及び紛争予防・解決、紛争後の再建、仲裁、平和維持及び平和構築などの和平プロセスにおけるあらゆるレベルの意思決定及び実施への女性の完全な参画を保証・支持し、またこの点に関して、女性団体及び地域社会団体、NGOの関与を支援する。
- g. 武力紛争に関わる任務を担っているスタッフを対象とする、ジェンダー問題に関する助 言能力の開発強化及びジェンダーに配慮した訓練プログラムの開発強化を行う。

以上に関連して、委員会は事務総長報告に注目している4。

14. 紛争後の平和構築に関して

婦人の地位委員会は、各国政府及びその他同プロセスに関わるあらゆる行為者に対して、 以下の措置を求める。

選挙に関して:

- a. 政党の活動のあらゆる側面への女性の完全且つ平等な参加を奨励するのみならず、特に、有権者登録、暫定的なジェンダーに特化したポジティブ・アクションや情報へのアクセス、選挙管理団体への女性の参加、また選挙監視員及びオブサーバーとしての参加などを通じた女性の選挙への参加を増加させるための施策導入の検討を含め、選挙プロセスのあらゆる段階において女性に平等なアクセスを保証する。
- b. 有権者・市民教育への女性の平等なアクセスを保証し、女性候補者に十分な支援・訓練・ 資金を提供し、有権者あるいは候補者としての女性の政治参画を疎外する差別的な慣行を 撤廃する。

再建及び復興に関して:

- a. 再建・復興プロセスへの対等の立場での女性の完全な参画を保証する。
- b. 特に保健・教育面での社会サービスへの女性の平等なアクセスを保証し、この点に関して、紛争下及び紛争後の状況における女性及び女児に対する十分な保健医療、保健サービス及び支援、またさらに紛争後のトラウマに関するカウンセリングの提供を推進する。

⁴ E/CN.6/2004/10

- c. 女性の経済的エンパワーメントを達成するために、女性の平等な雇用機会を促進する。
- 15. 男女平等、開発、平和という目標の実現及び達成のためには、男女平等を確保するための地方・国内・地域的・国際的なレベルでの具体的且つ的を絞った活動に必要とされる人的資源・資金・物的資源の配分、及びより一層の国際協力による支援が必要である。
- 16. 婦人の地位委員会は事務局長に対し、以上の合意結論を、世界の安全保障に対する脅威及び国際的システムの改革に関するハイレベル・パネルを含め、広く流布することを要請する。